

糸満市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

糸満市が発注する小規模工事等の契約を希望される方は、下記事項に留意の上、登録申請に必要な書類を作成し、提出してください。なお、糸満市の建設工事入札参加資格審査申請との重複申請はできませんので、予めご了承ください。

小規模工事等契約希望者登録制度について

○この制度は、糸満市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるものについて、予め契約を希望する方を登録し、登録業者の中から業者を選定することにより、市内小規模業者の受注拡大を図ることが目的です。

○登録の申請をした方は、登録名簿に登載され、糸満市が小規模工事等を発注する際の業者選定の対象になります。ただし、**指名や契約を保証するものではありません。**

○この制度の対象となる小規模工事等は、契約金額が130万円以下のものです。

○この制度の登録業者となっても、糸満市指名審査会が業者選定する建設工事の指名競争入札に参加することはできません。

○施工は、糸満市契約規則、その他関係法令等に基づき誠実に履行しなければなりません。

1. 登録できる方

市内に主たる事業所（本店・本社）のある法人又は市内に代表者の住所がある個人業者。
建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

2. 登録できない方

次のいずれかに該当する方は、登録することができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得てない者
- (2) 糸満市建設工事入札参加資格者
- (3) 希望する業種に必要な資格、免許等を有していない者

例：電気工事、管工事、消防施設工事

3. 登録申請の方法

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出してください。（提出部数1部）

- (1) 糸満市小規模工事等契約希望者登録申請書

- (2) 市税の完納証明書（国民健康保険に加入している場合は国民健康保険税完納証明書も提出）（発行日より3ヶ月以内のもの）
- (3) 印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
- (4) 法人の場合は法人登記簿謄本（写し）、個人の場合は代表者の住民票抄本と身分証明書（本籍地のある市町村で交付しています。）（発行日より3ヶ月以内のもの）
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
 - ※ 法令で定められている工事に必要な資格、免許等の業種を希望する方のみ提出してください。それ以外の方は、提出する必要はありません。

登録できる希望工事業種は、別表に示す工事の種類のうち5種類です。

一括下請け（丸投げ等）は禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲で申請してください。

4. 受付期間・提出先

定期受付：令和3年3月23日（火）～令和3年3月31日（金）正午まで

随時受付：令和3年4月2日（金）～令和5年3月31日（金）

*土、日曜日、祝祭日、閉庁日を除く。

受付時間：午前9時から午前11時30分、午後1時30分から午後4時まで

提出先：総務部財政課（市庁舎4階）へ持参により提出（郵送不可）。

5. 登録名簿への登載

登録の申請時に窓口で書類を確認し、申請が受理された方は、登録名簿に登載され、この制度の登録業者となります。（改めて通知等はいりません。）

登録名簿は、庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。

※ ただし、この名簿に登載されても指名や契約を保証するものではありません。

（登録期間）

定期受付者：令和3年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）まで

随時受付者：登録日から令和5年3月31日（金）まで

6. 登録事項の変更

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、「糸満市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届」を速やかに提出してください。

7. 発注の方法

糸満市の各担当課が小規模工事等を発注するときは、原則として2者以上の方から見積書を徴収し、原則として最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積もりを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、その場合は必ず担当課へ連絡（電話可）をお願いします。

契約業者となった場合は、各担当課との調整等により、その後の業務を進めていくこととなります。

受付場所・問い合わせ先

糸満市 総務部 財政課 契約管財係（市庁舎4階）

TEL：840-8120

FAX：840-8157

糸満市小規模工事等契約希望者登録申請について

1. 受付期間

定期受付：平成31年3月18日（月）～平成31年3月29日（金）

随時受付：平成31年4月 2日（火）～平成33年3月31日（水）

*土、日曜日、祝祭日、閉庁日を除く。

2. 登録期間

定期受付者：平成31年4月1日（月）～平成33年3月31日（水）まで

随時受付者：登録日から平成33年3月31日（水）まで

3. 登録できる資格

①法人

市内に本社・本店があること。

②個人

代表者の住所が市内にあること。

③糸満市建設工事入札参加資格者でないこと。

4. 提出書類

※証明書類は発行日より3ヶ月以内のものとする。（資格、免許等の証明を除く。）

①法人

- ・申請書
- ・会社の市税完納証明書
- ・会社の法人登記簿謄本（写し）
- ・会社の印鑑証明書
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
（※法令で定めのある工事に必要な資格、免許等の業種を希望する方のみ提出。）

②個人

- ・申請書
- ・代表者の市税完納証明書（国民健康保険に加入している場合は国民健康保険税完納証明書も提出）
- ・代表者の住民票抄本
- ・代表者の身分証明書（本籍地のある市町村で交付しています。）
- ・代表者の印鑑証明書
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し（※法令で定めのある工事に必要な資格、免許等の業種を希望する方のみ提出。）